

## 二宮町ごみ減量化推進協議会 会議次第

日 時 平成22年6月25日（金）

午前10時00分より

場 所 二宮町役場 2階 公室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員の委嘱等について

○委員の委嘱

○委員の自己紹介

4. 議 題

(1) 会長、副会長の選出

(2) 二宮町の廃棄物処理の現状について

(3) ごみの減量化について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他

5. 閉 会

# 二宮町ごみ減量化推進協議会委員名簿

(敬省略)

氏名	役職等	備考	任期
露木 孝夫	地区長連絡協議会 会計	4号委員	H22. 6. 25～ H24. 6. 24
工藤 行雄	二宮町商店連合協同組合 理事長	2号委員	H22. 6. 25～ H24. 6. 24
浅田 良成	(株)二宮美化サービス 専務取締役	2号委員	H22. 6. 25～ H24. 6. 24
相原須美子	二宮町廃食油回収・再利用推進委員 副会長	1号委員	H22. 6. 25～ H24. 6. 24
山田みどり	公募	4号委員	H22. 6. 25～ H24. 6. 24
	公募		

## 二宮町ごみ減量化推進協議会規則

### 第3条第2項

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

## 二宮町ごみ減量化推進協議会規則

平成 19 年 3 月 26 日

規則第 29 号

改正 平成 20 年 6 月 30 日規則第 19 号 平成 21 年 4 月 1 日規則第 27 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 8 第 2 項に定められている廃棄物減量等推進員の活動の趣旨を踏まえた二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第 2 条** 協議会は、次の各号に掲げる事項について推進又は調査研究を行う。

- (1) 二宮町一般廃棄物処理基本計画に位置付けられている減量化、資源化計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化の啓発活動に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めたごみの減量化に関すること。

(組織)

**第 3 条** 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことが出来ない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(二宮町リサイクル対策協議会規則の廃止)

2 二宮町リサイクル対策協議会規則(平成3年二宮町規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成20年6月30日規則第19号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第27号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(推進協議会の公開)

第2条 推進協議会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、推進協議会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

(推進協議会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、推進協議会を公開する場合、推進協議会の開催について、1週間前までに公表することとする。ただし、推進協議会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(推進協議会の傍聴)

第4条 推進協議会の公開は、推進協議会の傍聴を希望する者に推進協議会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 推進協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 推進協議会の会議記録は、推進協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。
- 3 検討委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、推進協議会の庶務担当課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、推進協議会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

## 二宮町ごみ減量化推進協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、推進協議会の開催の都度、推進協議会の庶務担当課が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、推進協議会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

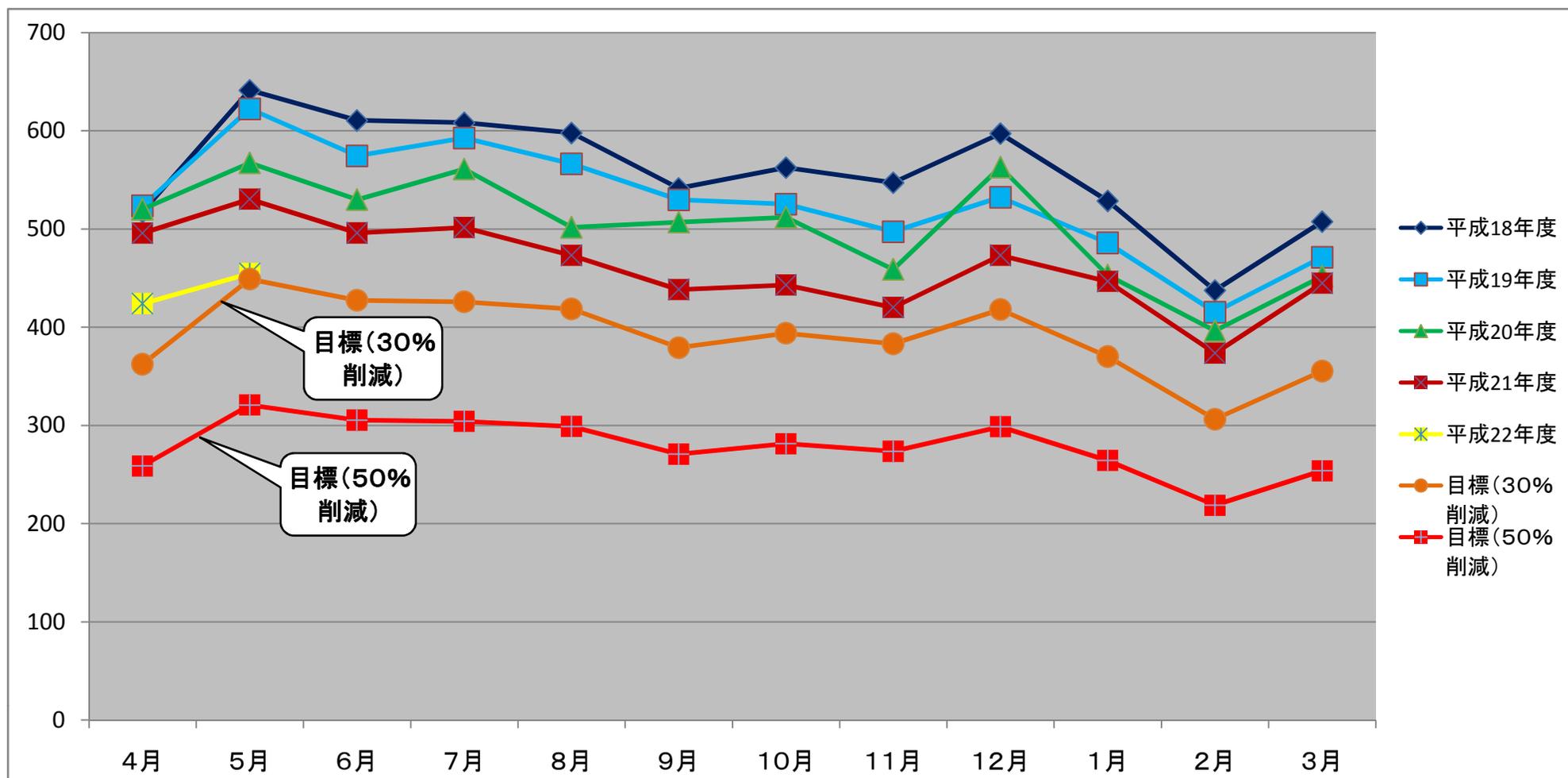
附 則

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

可燃ごみ月別処理量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平成18年度比
平成18年度	517.512	641.389	610.629	608.356	597.886	541.590	562.638	547.249	597.279	528.710	437.536	507.533	6,698.307	
平成19年度	523.611	622.346	574.435	592.711	566.450	529.753	525.310	497.183	532.376	485.881	415.320	471.161	6,336.537	-5.4%
平成20年度	520.19	567.36	530.03	561.15	501.72	506.99	511.99	458.93	563.07	453.17	396.53	451.96	6,023.09	-10.1%
平成21年度	495.87	530.47	496.03	501.70	473.31	438.36	442.95	420.10	473.19	446.74	373.57	444.92	5,537.21	-17.3%
平成22年度	424.06	454.79											878.85	
目標(30%削減)	362.26	448.97	427.44	425.85	418.52	379.11	393.85	383.07	418.10	370.10	306.28	355.27	4,688.81	
目標(50%削減)	258.76	320.69	305.31	304.18	298.94	270.80	281.32	273.62	298.64	264.36	218.77	253.77	3,349.15	



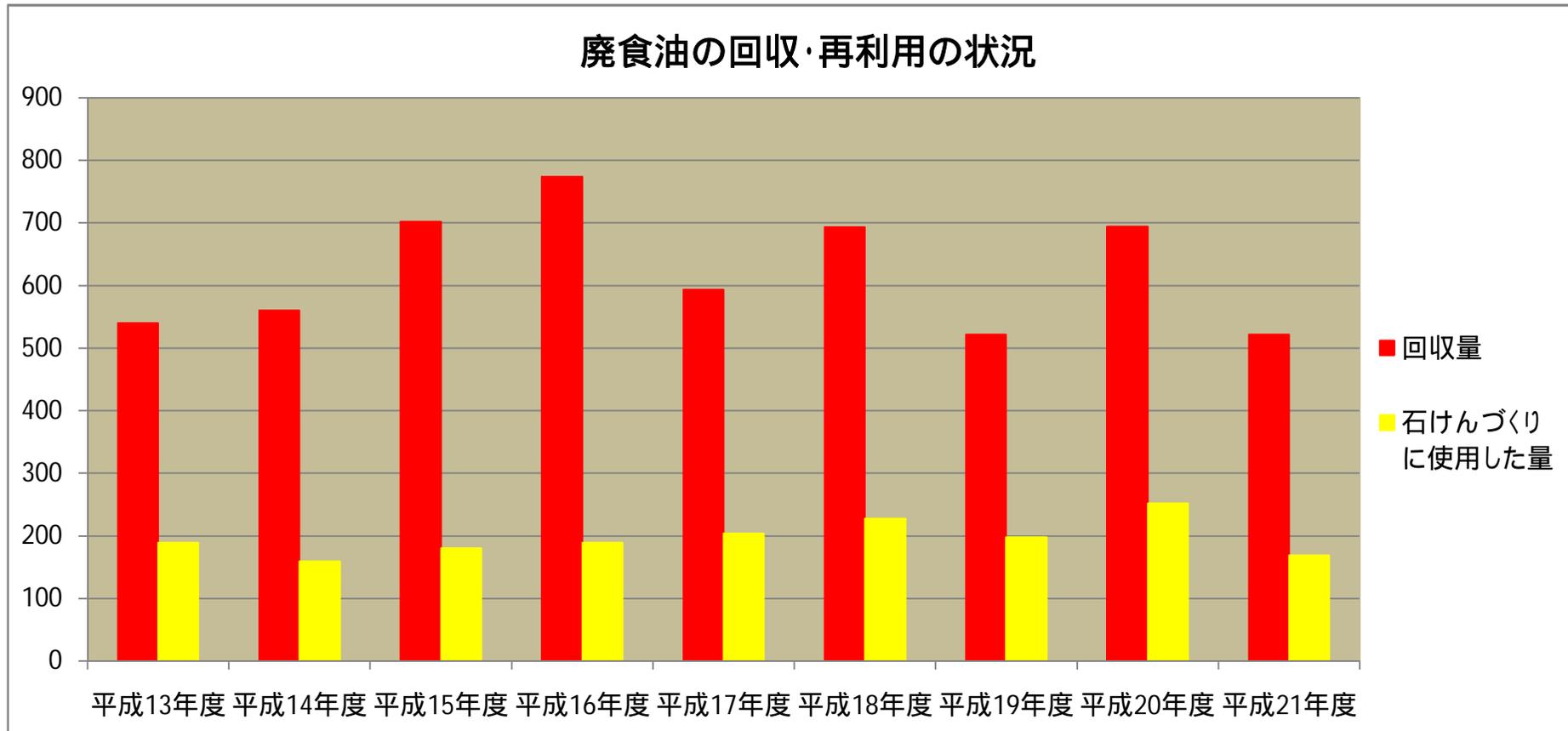


**資料 2 - 3**

(単位:リットル)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
回収量	540	560	702	774	594	693	522	694	522
石けんづくりに使用した量	189	159	180	189	204	228	198	252	169

※残りの廃食油については資源化業者に売却しています。平成18年 833リットル 平成21年 800リットル

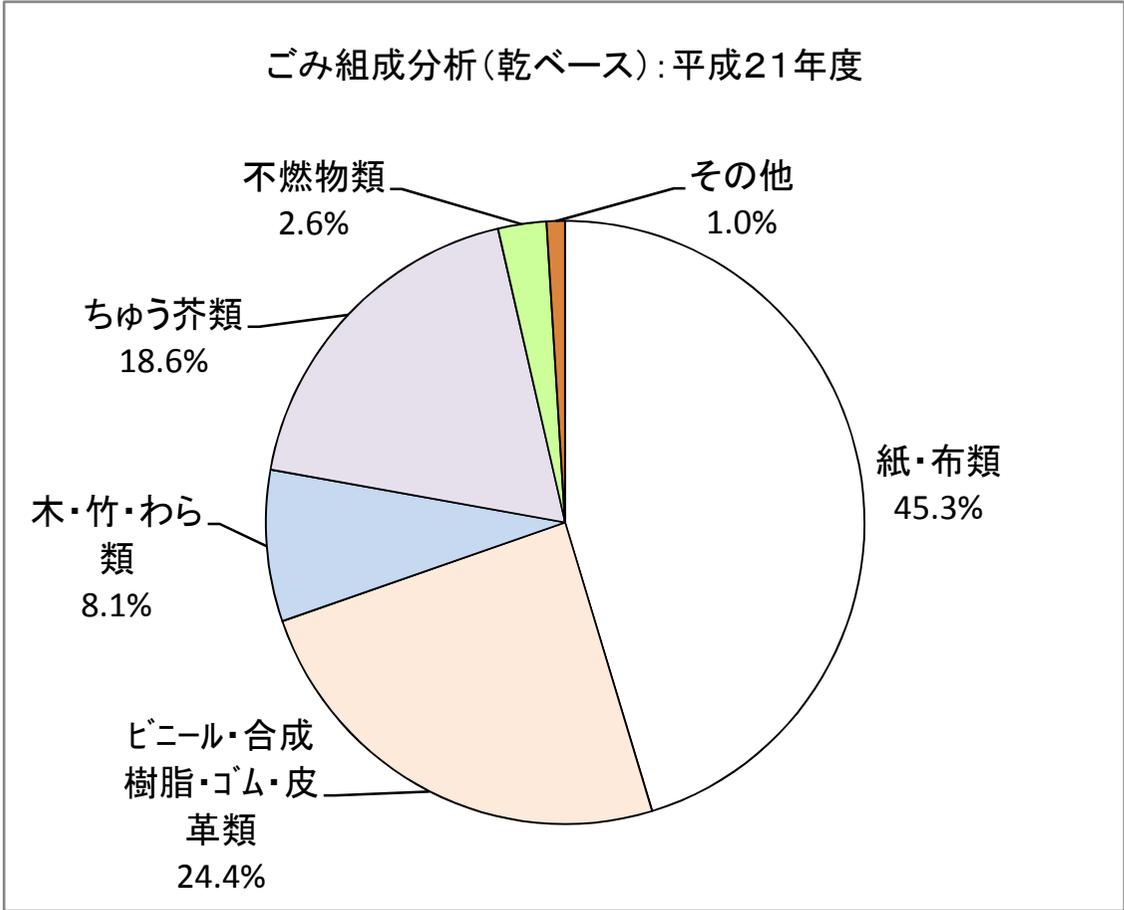


ごみ分析結果

ごみ組成分析結果(乾ベース)

**資料2-4**

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ごみの種類	紙・布類	46.1	45.4	39.7	44.0	45.3
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	14.7	21.1	21.3	19.7	24.4
	木・竹・わら類	7.3	6.9	4.6	9.1	8.1
	ちゅう芥類	26.6	20.0	25.8	22.5	18.6
	不燃物類	4.2	4.2	3.6	2.7	2.6
	その他	1.1	2.5	5.0	2.1	1.0



- ごみ組成分析による乾ベースとは・・・  
分析するごみをある一定の条件による過熱をし、水分を蒸発させた状態でごみの種類別に分けた調査結果です。
- 紙・布類について  
可燃ごみの中に4割以上の紙・布類が含まれています。紙・布類の中には再生できないものも含まれていますが、細かいシュレッダーくずなど多くの紙類も含まれていると思われます。紙類は分別することで処理費をかけずに売却することができ、大変貴重な資源です。
- ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類について  
樹脂類等については平成18年度から20%前後で推移していましたが、平成21年度については25%近く可燃ごみに含まれています。
- 木・竹・わら類について  
剪定枝の資源化については平成20年度より開始し、平成21年6月からは分別収集により本格的に実施しております。今後も分別収集にご協力ください。
- ちゅう芥類について  
ちゅう芥類は多くの水分を含んでおります。捨てる際には水分を絞って可能な限り取り除いてから捨ててください。また、生ごみ処理機等を使用することで生ごみを資源化し、可燃ごみを減らすことができます。処理機の購入には町でも補助金を交付しておりますのでご利用ください。

ごみ組成分析結果(湿ベース)

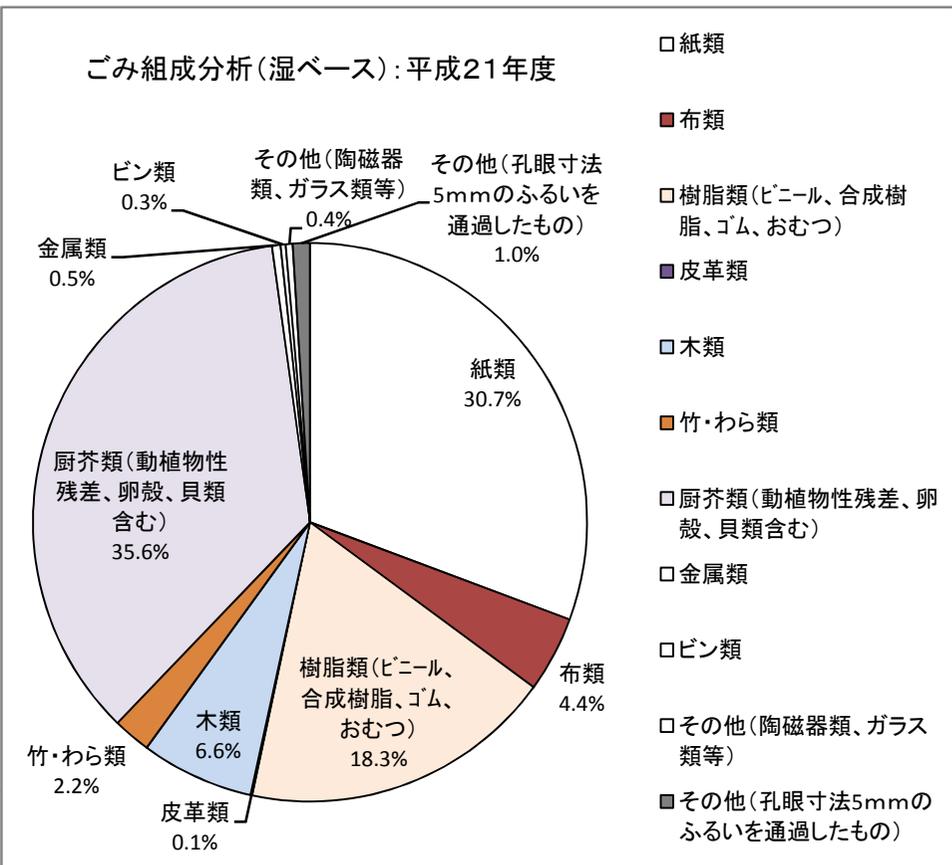
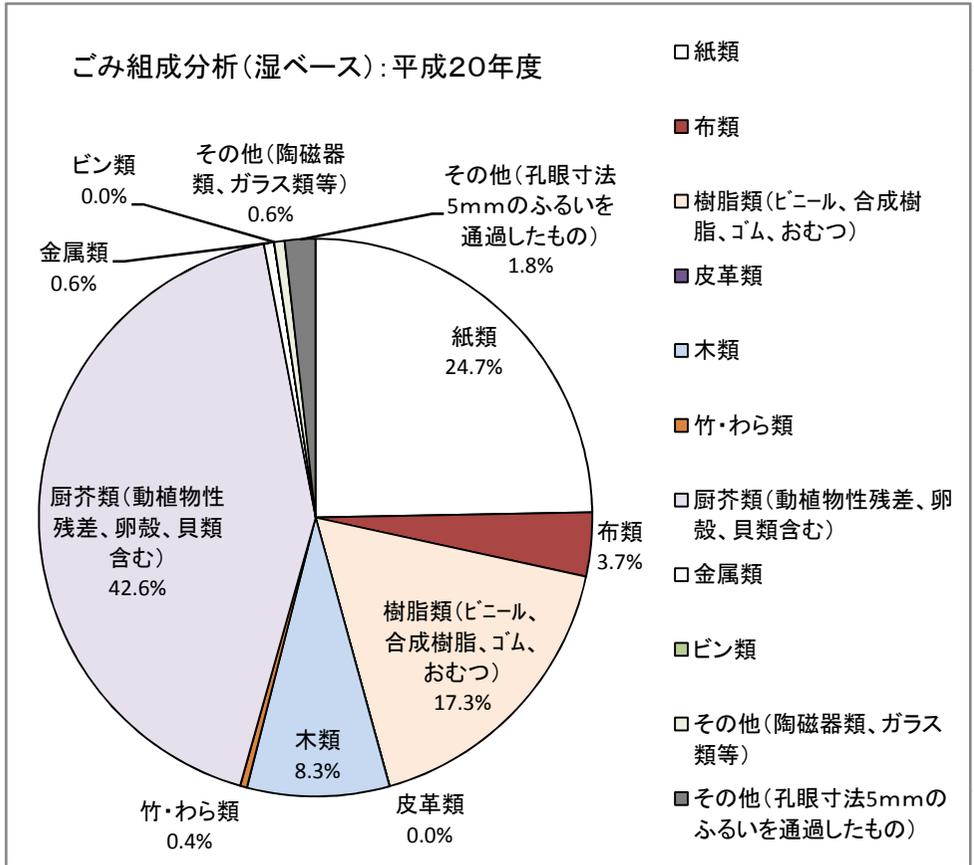
		平成20年度	平成21年度	H21測定結果による推計値(トン)
ごみの種類	紙類	24.7	30.7	1,699.92
	布類	3.7	4.4	243.64
	樹脂類(ビニール、合成樹脂、ゴム、おむつ)	17.3	18.3	1,013.31
	皮革類	0.0	0.1	5.54
	木類	8.3	6.6	365.46
	竹・わら類	0.4	2.2	121.82
	厨芥類(動植物性残差、卵殻、貝類含む)	42.6	35.6	1,971.25
	金属類	0.6	0.5	27.69
	ビン類	0.0	0.3	16.61
	その他(陶磁器類、ガラス類等)	0.6	0.4	22.15
	その他(孔眼寸法5mmのふるいを通過したもの)	1.8	1.0	55.37
年間ごみ量		6,023.09	5,537.21	

※平成21年度ごみ量と測定結果による推計値は端数処理をしているため、合計数値が一致していません。

資料2-5

●ごみ組成分析による湿ベースとは・・・  
一定の量のごみを袋に入っている状態で左記の11のごみの種類に分けた調査結果です。

●調査結果について  
平成20年度に比べて紙類が増加しているものの、厨芥類は大幅に減少している。  
また、木類が微減しており、剪定枝の分別収集が定着していることが分かる。  
金属類、ビン類、その他(陶磁器類、ガラス類等)が1.2%含まれている。可燃ごみの処理量が約5,500トンあることから60トン程度の不燃物が含まれていると思われるため、更なる分別の徹底をする必要がある。

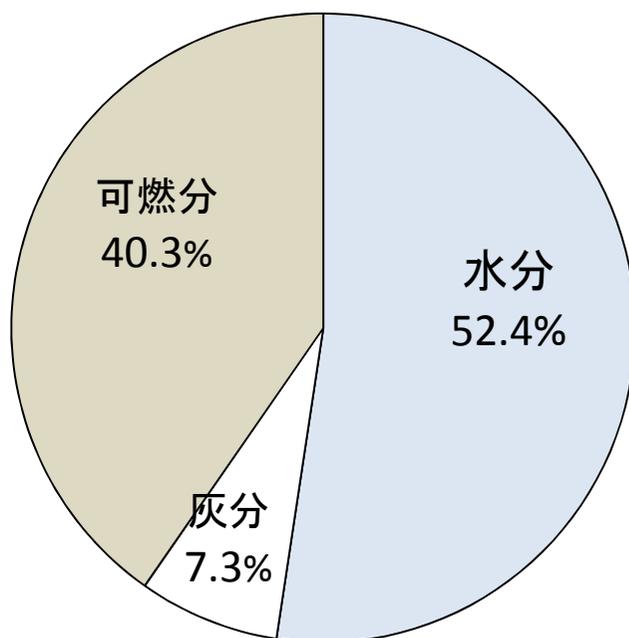


三成分

資料2-6

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
水分	55.6	51.3	52.7	58.5	52.4
灰分	7.1	8.0	6.9	3.9	7.3
可燃分	37.3	40.7	40.4	37.6	40.3

ごみ組成分析結果 三成分:平成21年度



●水分について

分析結果では平成20年度に比べて約6%減少しておりますが、まだ半分以上が水分です。

また、ごみ分析の結果からちゅう芥類の約75%が水分であることから、ちゅう芥類をごみとして出すときは、水分のひとしぼりや天日干しをすることにより直接的にごみの減量化に結びつきますので、ぜひともご協力をお願いします。

ごみ減量化推進協議会における「可燃ごみ減量化に関する提言書」(平成20年8月)	提言書に対する町の取り組みについて(平成22年6月現在)
<p>1. 動機付けと達成感</p> <p>(1) 動機付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●循環型社会の構築と財政改善を訴え、ごみ処理費用の削減を図る。</li> <li>(2) 達成感を感じ、家庭でのごみ処理費用も削減される</li> <li>●指定ごみ袋の逆累進の是正を図り、正比例する販売価格に見直して、家庭でのごみ処理費用の不公平が生じないようにする。</li> </ul>	<p>1. 指定ごみ袋の価格の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定ごみ袋の値段についてはしばらくの間、現状を維持し様子を見ていく。</li> </ul>
<p>2. ごみ分別の徹底</p> <p>(1) ごみの分別の徹底を行い、毎日出るごみに含まれるペットボトルやプラスチック、金属、空き缶等資源化を推進する。</p>	<p>2. ごみ分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年7月から9月にかけて11地区において地域説明会を開催し、分別方法等の説明や質疑応答を行った。536名の参加があった。</li> </ul>
<p>3. 家庭系ごみの減量</p> <p>(1) 生ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭での処理として庭や畑に埋めたり、生ごみ処理機を使う。</li> <li>●大型生ごみ処理機の設置の普及を図る。</li> <li>●生ゴミゼロキャンペーンの実施や生ごみ処理機使用マニュアルの作成をする。</li> <li>●生ごみ処理機補助要件の拡大をする。</li> <li>●小中学生を対象に環境学習を実施する。</li> <li>(2) 生ごみ以外の減量</li> <li>●シュレッダー屑や小さな紙片(雑紙)の資源化</li> <li>●枯葉や雑草の資源化</li> </ul>	<p>3. 家庭系ごみの減量</p> <p>(1) 生ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ処理機の補助要件の拡大を実施した。(平成20年8月1日より)</li> <li>(2) 生ごみ以外の減量</li> <li>●剪定枝に枯葉と雑草を追加し、資源化を行った。(平成21年6月1日より)</li> </ul>
<p>4. 事業系ごみの減量</p> <p>(1) 多量排出事業者からの排出量の削減</p> <p>(2) 事業系指定ごみ袋の導入</p>	<p>4. 事業系ごみの減量</p> <p>(1) 多量排出事業者からの排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理料金の値上げ(平成20年10月1日より)</li> <li>(2) 事業系指定ごみ袋の導入</li> <li>●指定ごみ袋の導入(平成21年10月1日より)</li> </ul>
<p>5. その他</p> <p>(1) 分別方法等についての地域説明会の開催</p> <p>(2) 毎日出るごみとして扱っているごみの処理方法の見直し</p> <p>(3) 地域ごとの収集カレンダーの作成及び配布</p> <p>(4) 循環型社会(3R)を分かりやすく記載(チャックシートなど)したパンフレットの作成及び配布</p>	<p>5. その他</p> <p>(1) 分別方法等についての地域説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年7月から9月にかけて11地区において地域説明会を開催し、分別方法等の説明や質疑応答を行った。536名の参加があった。</li> </ul>

## 「可燃ごみ減量化に関する提言書」に対し未実施の事業について

### ① 指定ごみ袋の価格の是正

→町としてしばらくの間、現状を維持していくこととしている。

### ② 生ごみの減量化及び資源化

→家庭用生ごみ処理機及び大型生ごみ処理機の普及促進

### ③ 毎日出るごみの種類の処理方法の見直し

→分別の細分化（具体的にどのような種類が資源化できるか調査する必要がある。）

### ④ 地域ごとの収集カレンダーの作成及び配布

### ⑤ 3R推進のパンフレットの作成及び配布

## ごみ減量化推進協議会において検討することが考えられる事項

1. 生ごみの減量化及び資源化
  - ① 生ごみ処理機における減量化
    - (1) 協力団体による利用講習会の開催
  - ② 生ごみの分別収集及び処理方法、処理先の検討
2. 毎日出るごみの種類の検討
  - ① 使用済み廃食油の資源化
3. 事業系ごみの排出調査
  - ① 少量排出事業者の指定ごみ袋での排出状況の確認
  - ② 多量排出事業者への分別指導及び排出量調査
4. 水分ひとしぼりの推進（水切りネットの配布等）
5. 3R キャンペーンの実施（町イベント時の3RのPR）
6. 環境教育の推進（小中学校への出前講座）
7. コール制（大型ごみ等の予約制）の導入の検討

## 二宮町ごみ減量化推進協議会 開催スケジュール（案）

### 1. ごみ減量化推進協議会

(1)第1回 平成22年6月25日（金）

内 容 委員の委嘱等、現状について、減量化施策について、今後のスケジュール

(2)第2回 平成22年10月

内 容 ごみ減量化施策の検討について

(3)第3回 平成23年1月

内 容 平成22年度のまとめについて、平成23年度に向けた課題整理等について

### 2. 勉強会の開催予定

(1)第1回 平成22年7月下旬

内 容 ごみ減量化施策について

(2)第2回 平成22年9月

内 容 ごみ減量化施策について

(3)第3回 平成22年12月

内 容 平成22年度のまとめについて

# 廃棄物の減量化・資源化の 推進策について

平成20年3月

二宮町ごみ減量化推進協議会

## 1. はじめに

可燃ごみ処理は、二宮町環境衛生センターで焼却処理を行っていたが、平成19年9月末をもって焼却を停止し、収集された可燃ごみは、自治体及び民間施設へ外部搬出を行っている。可燃ごみの減量は、当町の可燃ごみ処理を引き受けて頂いている自治体に対して負担をかけないため、また、循環型社会の形成及び地球温暖化防止やごみ処理費用を削減するためにも必要である。

町長は、平成19年9月にごみの減量化「可燃ごみ50%削減」を目標として『ごみ減量化緊急宣言』をし、ごみの減量化に全力を挙げて取り組むとしている。

そこで、当協議会では、予定されていた5回の会議のほか、勉強会を6回開催し、二宮町のごみ処理について様々な意見・提案を出し、可燃ごみの減量化について検討を行った。

この結果を踏まえて、平成20年度に推進を図る。

## 2. ごみ処理手数料の改定について

家庭系の可燃ごみ（毎日出るごみ）は、ごみ減量化の取り組みとして、平成9年2月に指定ごみ袋制を導入し、平成13年10月からは有料化にして、じん芥焼却場整備基金に積立てを行っている。

事業系ごみは、平成7年4月に商店事業所等じん芥処理手数料の料金改定を行い、平成13年10月に事業系持込料金の改定を行い現在に至っている。

また、平成19年度予算審査特別委員会では、「事業系ゴミ（多量排出事業者）のじん芥持込処理手数料は、適正な処理費となるよう改定されたい。」との審査意見として出された。

そこで、更なる可燃ごみの減量とごみ処理手数料の適正化をはかるべく、ごみ処理手数料の価格及び徴収方法等について検討を行った。

二宮町一般廃棄物処理基本計画（平成18年3月）より

### 「ごみ処理手数料の検討」

現在、「毎日出るごみ」については、町指定のごみ袋による排出を義務づけており、この指定袋は、ごみ処理経費の一部を含めた価格（450袋で、1枚あたり20円）で販売されている。ただし、この価格設定については、平成13年度のごみ処理経費の約10%分を賄うことを想定したものであり、受益者負担の観点からは、必ずしも十分ではない。また、併せて見込んだごみ減量効果についても、わずかな減少にとどまっており、さらなるごみ減量化への対応が必要である。

一方、事業系ごみについては、年間の排出量が9トン以下の事業所には、指定袋による排出に加えて、申告制による手数料徴収を行っている。しかし、多量排出事業者に課している手数料（1,700円/100kg）に比べると、金額に大きな開きがある。事業者の自己処理責任の観点からも、手数料額の違いへの対応が必要である。

(1)一般家庭から排出されるもの（町が収集）

【現 在】 ごみ袋の容量が増えるに従い、ごみ袋10あたりの価格が下がる。  
(100袋を使用して少量のごみを出すよりも、450袋を使い多くのごみを出す方が安価となっている。)

【改定（案）】 現在の逆累進を是正し、100袋を基準として容量に正比例するものとする。  
(100袋を基準とするため、100袋は価格の改定はしない。)

現在と改定（案）の比較

	現行価格	改定（案）	比較
100袋（20枚入り）	175円	175円	0円
200袋（20枚入り）	232円	350円	118円
300袋（20枚入り）	303円	525円	222円
450袋（20枚入り）	420円	788円	368円

※価格は販売価格

現在と改定（案）の算出比較

（単位：円）

	(Q)	販売価格 (A)*20枚	手数料 (B)*20枚	ごみ袋1枚あたり						1Qあたりの袋の価格
				販売価格 (A) (B+D+E)	手数料 (B) (C+F)	外注費 (袋製造費) (C)	販売店手数料 (D)	消費税 (E) (C+D) *0.05	処理費用の一部負担金 (F) (B-C)	
現在	10	175	140.00	8.750	7.000	4.185	1.5	0.250	2.815	8.75
	20	232	196.00	11.600	9.800	5.225	1.5	0.300	4.575	5.80
	30	303	267.00	15.150	13.350	5.860	1.5	0.300	7.490	5.05
	45	420	381.00	21.000	19.050	8.890	1.5	0.450	10.160	4.66
改定 (案)	10	175	139.32	8.750	6.966	4.185	1.5	0.284	2.781	8.75
	20	350	313.28	17.500	15.664	5.225	1.5	0.336	10.439	8.75
	30	525	487.64	26.250	24.382	5.860	1.5	0.368	18.522	8.75
	45	788	747.60	39.400	37.380	8.890	1.5	0.520	28.490	8.75

※「現在」の消費税は、外注費（袋製造費）の値上げにより相違している。

※外注費（袋製造費）の価格変動によって「処理費用の一部負担金」が変動する可能性あり。

(2)事業活動に伴って排出されるもの（町が収集）

【現在】 申告制による手数料徴収となっており、公平性が保たれていない。

【改定（案）】 申告制から指定ごみ袋制に変更する。

ごみ袋の種類は2種類とし、200袋と450袋とする。

事業系ごみ袋は、生活系ごみ袋と色分けを行う。

改定（案）事業系ごみ袋の導入

袋（新規）	価格（案）
200袋（20枚入り）	806円
450袋（20枚入り）	1,814円

改定（案）事業系ごみ袋の算出

（単位：円）

	販売価格 (A)*20枚	手数料 (B)*20枚	ごみ袋1枚あたり							10あたりの袋の価格	1kgあたりの袋の価格
			販売価格 (A) (B+D+E)	手数料 (B) (C+F)	外注費 (袋製造費) (C)	販売店 手数料 (D)	消費税 (E) (C+D) *0.05	処理費用 の一部 負担金 (F) (B-C)			
事業系ごみ袋 (新規)	20	806	769.20	40.296	<u>38.460</u>	5.225	1.5	0.336	33.235	20.150	6.045
	45	1,814	1,773.60	90.700	88.680	8.890	1.5	0.520	79.790	20.156	6.047

※「外注費（袋製造費）」は、家庭系の価格を引用した。

※ごみ袋販売価格は、家庭系100袋の手数料に事業系手数料を上乗せする。

家庭系手数料

$$100\text{袋手数料} : 140\text{円}/20\text{枚} = 7\text{円}/\text{枚} = 0.7\text{円}/\varnothing$$

$$1\varnothing = 0.3\text{kg（換算数値）} = 0.7\text{円}/\varnothing$$

$$1\text{kg} = 3.33\varnothing = \underline{2.33\text{円}/\text{kg}} \text{①} \quad (3.33\varnothing \times 0.7\text{円}/\varnothing)$$

事業系手数料

$$750\text{kg未満} = 3,060\text{円}/\text{月} = \underline{4.08\text{円}/\text{kg}} \text{②}$$

家庭系手数料に事業系手数料を上乗せする。

$$\text{①} + \text{②} = 6.41\text{円}/\text{kg}$$

よって、

事業系ごみ袋（新規）

$$\underline{38.46\text{円}/200\text{枚}} = 6.41\text{円}/\text{kg} \times 6\text{kg} \quad (200 \times 0.3)$$

450袋の販売価格(20枚)は、200販売価格を基本として容量に正比例するように設定する。

$$450\text{袋} = \underline{1,814\text{円}} = 806\text{円} \quad (200\text{袋}) \times 2.25\text{倍}$$

### (3) 一般家庭から排出されるもの（持ち込み）

【現 在】 100 kg以下、550 円

搬入量が100 kgを増すごとに550円を加算した額

【改定（案）】 手数料の額は変更しない。

手数料設定が100 kg単位となっているので、券売機等を活用して50 kg、あるいは10 kg単位となるように改定されたい。

### (4) 事業活動に伴って排出されるもの（持ち込み・多量排出事業者）

【現 在】 処理料金等を考慮すると安価である。

100 kg以下、1,700 円

搬入量が100 kgを増すごとに1,700円を加算した額

【改定（案）】 100 kg以下、2,500 円とする。

（処理単価 3,600 円/100 kgの7割負担）

手数料設定が100 kg単位となっているので、券売機等を活用して100 kg以上は、150 kg、200 kg、250 kgのように50 kg単位となるように改定されたい。

また、可燃ごみ減量のために、事業者を対象とした「大型生ごみ処理機」の補助制度等を導入されたい。

改定（案）の算出

平成19年10月～平成20年3月

積込・運搬・焼却・灰処理

費用 122,987 千円…①

数量 3,200 t…③

平成20年4月～平成20年10月

積込・運搬・焼却・灰処理

費用 120,833 千円…②

数量 3,500 t…④

平成19年10月～平成20年10月まで（予定数量）

概算費用

① + ② = 243,820 千円…⑤

概算数量

③ + ④ = 6,700 t…⑥

処理単価

⑤ ÷ ⑥ ÷ 36,000 円 = 3,600 円/kg

## 3. じん芥焼却場整備基金について

【現 在】 じん芥処理手数料は、じん芥焼却場整備基金に積立てを行っている。

【改定（案）】 じん芥焼却場整備のためでなく、ごみの減量化・資源化について使用できるものに変更されたい。

## 4. 会議開催経過

### 第1回会議

日時 平成19年8月24日（金）10時00分より

議題 (1)委員の委嘱等について

○委員の委嘱

○ごみ減量化推進協議会規則等について

・二宮町ごみ減量化推進協議会規則

・二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

・二宮町ごみ減量化推進協議会会議傍聴要領

○委員の自己紹介

○会長、副会長の選出

(2)二宮町のごみ処理状況について

(3)その他

### 第2回会議

日時 平成19年9月14日（金）10時00分より

議題 (1)ごみ処理手数料について

(2)その他

### 第3回会議

日時 平成19年9月28日（金）10時00分より

議題 (1)ごみ処理手数料について

(2)その他

### 第4回会議

日時 平成19年11月13日（火）10時00分より

議題 (1)二宮町ごみ減量化推進協議会「中間報告」について

(2)ごみ減量化について

(3)その他

### 第5回会議

日時 平成20年2月25日（月）9時30分より

議題 (1)ごみ減量化について

(2)その他

## 5. 勉強会及び視察開催経過

### 第1回勉強会

日時 平成19年9月3日(月) 16時00分より

議題 (1)二宮町のごみ処理状況について  
(2)その他

### 第2回勉強会

日時 平成19年9月5日(水) 16時00分より

議題 (1)二宮町のごみ処理状況について  
(2)その他

### 第3回勉強会

日時 平成19年9月19日(水) 16時00分より

議題 (1)ごみ処理手数料について  
(2)その他

### 第4回勉強会

日時 平成19年10月22日(月) 10時00分より

議題 (1)ごみの減量化について  
(2)その他

### 第5回勉強会

日時 平成19年12月4日(火) 15時00分より

議題 (1)ごみの減量化スケジュールについて  
(2)その他

### 第6回勉強会

日時 平成19年12月20日(木) 10時00分より

議題 (1)ごみの減量化について  
(2)その他



会議の様子

### 第1回視察

日時 平成19年12月20日(木) 8時30分より12時00分

視察先 (1)大井木材リサイクルセンター(剪定枝資源化施設)  
(2)二見リサイクルセンター(生ごみ資源化施設)



大井木材リサイクルセンター



大井木材リサイクルセンター



大井木材リサイクルセンター



二見リサイクルセンター

二宮町ごみ減量化推進協議会委員名簿

(敬省略)

氏 名	備 考	
にし やま つとむ 西 山 力	環境関係団体の構成員	地区長連絡協議会 (地域環境研究会代表)
しら かわ ゆう いち 白 川 勇 一	環境関係団体の構成員	地区長連絡協議会 (地域環境研究会)
やな がわ こう じ 柳 川 幸 司	事業者	二宮町商工会副会長 柳川乳業(株) 代表取締役社長
あさ だ よし なり 浅 田 良 成	事業者	(株)二宮美化サービス 取締役
おがさわら どう こ 小笠原 陶 子	学識経験者	環境NPO事務局長 二宮町議会議員
す どう み え こ 須 藤 美 榮 子	公募	
なか はら えい じ 中 原 英 二	公募	
とり い ひさ よ 鳥 居 久 代	公募	有機の会代表



# ごみ減量化・資源化推進計画

【ごみ減量化・資源化計画(H16.5月)】

	推進方策	個別方策	対象	優先順位	実施年度					実施状況
					15	16	17	18	19	
ごみ減量化・資源化の推進	発生抑制の取り組み	3R運動の推進	全町		→	→	→	→	→	実施中
		ごみ減量化・資源化運動の推進	全町		→	→	→	→	→	
		水分ひと絞り運動の推進	全町		→	→	→	→	→	
		若い世代への啓発	全町		→	→	→	→	→	
	モデル地域による減量化の実施	大型生ごみ処理機のモデル地区への導入	自治会		→	→	→	→	→	実施中
		地域による資源回収の拠点づくり	自治会		→	→	→	→	→	
	不用品情報等による再使用の検討	必要な人に届くシステムの構築	行政		→	→	→	→	→	検討
	廃棄物排出抑制並びにリサイクル品の展示啓発	不用品展示コーナーの設置	住民		→	→	→	→	→	
		不用品交換会、リサイクル展の開催	住民		→	→	→	→	→	
	ボランティア団体・リサイクル団体の育成	生ごみ堆肥化研究団体の育成	ボランティア団体		→	→	→	→	→	検討
		廃食用油ボランティア団体の活動促進	ボランティア団体		→	→	→	→	→	
		リサイクル団体との連携	ボランティア団体		→	→	→	→	→	
	家電リサイクル法の品目拡充及びリターナブル容器の制度化	製造者責任による資源回収の拡充	国・県		→	→	→	→	→	実施中
		リターナブル容器の促進	商店・事業所		→	→	→	→	→	
	住民主体の減量化・資源化	ごみ分別の徹底	ごみ分別の徹底	住民		→	→	→	→	実施中
生ごみの水切りの徹底			住民		→	→	→	→		
樹脂類、古紙類、ビン・ガラス類の分別方法の検討			行政		→	→	→	→		
古本、古着等のリユース			住民		→	→	→	→		
リターナブル容器(生きびん)の再使用			住民		→	→	→	→		
家具、自転車等のリユース			住民		→	→	→	→		
仮称「ごみ減量化・資源化推進員」の設置		仮称「ごみ減量化・資源化推進員」の設置	自治会		→	→	→	→	実施予定	
生ごみ処理容器の普及促進		生ごみ処理機の普及促進	住民		→	→	→	→	実施中	
		維持管理の講習会の実施	住民		→	→	→	→		
		生成物の自家または地域消費	住民・自治会		→	→	→	→		
剪定枝の減量化・資源化の実施	貸出用粉砕機の活用	住民		→	→	→	→	検討		
	剪定枝の堆肥化施設の検討	行政		→	→	→	→			
事業所、公共施設の減量化・資源化	事業系ごみの減量化	多量排出者からの減量化等計画の指導改善	商店・事業所		→	→	→	→	実施予定	
		収集運搬許可業者及び排出事業者との連携	運搬業者・商店・事業所		→	→	→	→		
		新規出店者に対する指導の強化	商店・事業所		→	→	→	→		
		商店事業所じん芥処理手数料の見直し	行政		→	→	→	→		
		持込みごみの点検確認	行政		→	→	→	→		
	ごみ減量化・資源化協力店の検討	包装の簡素化	商店・事業所		→	→	→	→	検討	
		エコ商品の促進	商店・事業所		→	→	→	→		
		マイバッグ運動の推進	商店・事業所		→	→	→	→		
	商店事業所による空容器等の資源回収	リサイクル回収ボックスの設置	商店・事業所		→	→	→	→	実施中	
		独自回収ルートの確立	商店・事業所		→	→	→	→		
公共施設における減量化への取り組み	「排出ごみゼロ」運動の推進	行政		→	→	→	→	実施中		
	公共施設等における生ごみ処理機の推進	行政		→	→	→	→			
	グリーン購入の推進	行政		→	→	→	→			
	イベント時のごみの排出抑制	行政		→	→	→	→			
収集・負担の公平化	ごみ収集回数の見直し	毎日出るごみの収集回数の週2回への変更	行政		→	→	→	→	実施予定	
		資源ごみの収集回数見直し	行政		→	→	→	→		
		コール制導入の検討	行政		→	→	→	→		
	ごみステーションの統廃合	ごみステーションの統廃合	行政・住民・自治会		→	→	→	→	検討	
		ごみ収集ボックス設置の検討	行政・住民		→	→	→	→		
	指定ごみ袋の有効な運用	毎日出るごみ以外での指定ゴミ袋導入の検討	行政		→	→	→	→	検討	
排出量に見合う負担の公平化の検討		行政・全町		→	→	→	→			

優先順位： > >

# 可燃ごみ減量化に関する提言書

二宮町ごみ減量化推進協議会

平成20年8月

二宮町長 坂本 孝也 様

二宮町ごみ減量化推進協議会  
会長 西山 力

坂本町長は、平成19年9月に桜美園での焼却停止を機に「可燃ごみ50%削減」を目標（達成年度は5年後の平成24年度）とした、ごみ減量化「緊急宣言」をしました。

「緊急宣言」は、単に焼却を停止するからではなく、「循環型社会の形成及び地球温暖化防止」や「廃棄物処理に要する費用の削減」が大きな目的と考えます。

ごみの減量化は、可燃ごみに限らず行政、町民及び事業者が一体となって取り組まなければなりません。

当協議会は、平成20年3月に「廃棄物の減量化・資源化の推進策について」をまとめましたが、「可燃ごみ削減50%削減」に向けて次のとおり提言をします。

## 1. 動機付けと達成感

可燃ごみ50%削減を短期間(5年間)で達成することは、大変大きな目標です。平成20年度は、20%の削減が目標となっています。

これを達成するためには、行政、町民及び事業者が真剣に取り組まなければ実現できません。そのためには、動機付けが必要です。

### (1) 動機付け

なぜ「可燃ごみ50%削減」なのかを町民及び事業者に伝え、その責任と義務を喚起して取り組むように働きかけることが大切です。

1つは、循環型社会の構築のためと、もう1つは二宮町の財政改善であることを訴えることです。廃棄物処理費の一般会計決算額に占める割合は、二宮町は県内で4番目に高く、9.1%となっており、ごみ処理費用の削減が求められています。(平成18年度決算)

可燃ごみを50%削減すれば、この費用も大幅に削減になります。

そして外部委託費等は、更なる値上げの要求が出ることは必至であり、減量は早ければ早いほど、費用削減に貢献することになります。

また、ごみ処理費を家庭ごみと事業系ごみに分けてお知らせすることとし、目標値を町民に正しく認識してもらうことも大切です。

### (2) 達成感を感じ、家庭でのごみ処理費用も削減される

成果は、真剣に取り組めば、はっきりと現れます。この成果を定期的に数字で知ることができれば更にやる気につながります。

また、現在の指定ごみ袋の料金は、逆累進の価格体系となっており、100袋でごみを出すより

も、450袋でゴミを出した方が安価となっています。

この料金体系では、「可燃ゴミ50%削減」を目標とし、ゴミ減量化を推進する上で逆効果となっています。

そこで、100袋価格を基準に各袋販売価格を見直して、指定ゴミ袋容量と販売価格を正比例にする必要があります。

このことにより、ゴミの減量・資源化（分別）に努力すれば、家庭でのゴミ処理費用が不公平なく削減されることとなります。

## 2. ゴミ分別の徹底

ゴミ減量化の第1歩は、余分なものは買わない「排出抑制」ですが、次に「ゴミの分別」です。

特に「毎日出るゴミ」の中には、プラスチックやペットボトル、金属、空き缶等、資源化できるものが入っています。ゴミの分別がゴミの減量につながることを繰り返し伝えることが大切です。

## 3. 家庭系ゴミの減量

生ゴミは、燃やすゴミの約40%といわれており、生ゴミの減量に集中的に力を注ぐ必要があります。

また、資源化することができる「紙のシュレッター層」「剪定枝」についても強力で推進する必要があります。

### (1) 生ゴミの減量

「生ゴミ100%ゼロキャンペーン」を実施し、全町を上げて生ゴミの排出ゼロを目指します。

生ゴミ処理は、住居環境や家族構成等で大幅に処理方法が異なります。このため生ゴミの処理方法について詳しく町民に伝える必要があります。

#### 1) 家庭で処理

- 庭や畑に埋める。
- 生ゴミ処理機を使う。
  - ①コンポスター
  - ②EMによる密閉容器処理
  - ③電動処理機(乾燥型・バイオ型)
  - ④その他処理機

#### 2) 大型生ゴミ処理機設置の普及促進をはかる。

#### 3) 推進方法

- 「生ゴミゼロキャンペーン」を実施する。
- 生ゴミ処理機使用マニュアルを作成する。
- 生ゴミ処理機補助要件の拡大を行う。

1世帯につき電動型は1台、非電動型は2台までのどちらかに対して購入費補助を行って

るが、処理機のさらなる普及のために、もう1台（電動型、非電動）の購入に対しても補助を行う。

○小・中学生を対象とした環境学習を実施する。

## （2）生ごみ以外の減量

昨年4月から実施している紙のシュレッダー屑や小さな紙片(雑紙)の資源化と、今年度4月から実施している剪定枝の資源化を徹底する必要があります。

また、「枯葉」「雑草」についても、資源化を推進する必要があります。

## 4. 事業系ごみの減量

可燃ごみは、6,698トン（平成18年）であり、多量排出事業者からの排出量は、592トンで可燃ごみの8.8%にあたります。

事業系ごみの実態調査を早急に行うとともに、減量化に向けた具体的方法を持って事業者は減量に取り組まなくてはなりません。

また、事業系ごみについても生活系と同じように「指定ごみ袋制」とし、現在の申告制によるごみ処理手数料の徴収方法を見直し、適正なごみ処理手数料を徴収する必要があります。

## 5. その他

（1）資源ごみの分別方法について、町民及び事業者に正しく伝えるために、地域説明会等を開催することが必要です。

（2）ごみ分別の見直し

「毎日出るごみ」として扱っているごみに対しても、処理方法（資源化等）を検討し、見直しをはかる。

（3）地域ごとにごみ収集カレンダーを作り、各戸配付を行う。

（4）循環型社会である、「発生抑制」→「減量化」→「資源化」を分かりやすく記載（チェックシートなど）したパンフレットを作成し各戸配付する。

以 上

# 二宮町ごみ減量化推進協議会委員名簿

(敬省略)

氏名		
にし やま つとむ 西 山 力	元 地区長連絡協議会（地域環境研究会代表）	環境関係団体の構成員
しら かわ ゆう いち 白 川 勇 一	元 地区長連絡協議会（地域環境研究会）	環境関係団体の構成員
やな がわ こう じ 柳 川 幸 司	二宮町商工会副会長 柳川乳業株式会社 代表取締役社長	事業者
あさ だ よし なり 浅 田 良 成	株式会社二宮美化サービス 取締役	事業者
おがさわら とう こ 小笠原 陶 子	環境NPO事務局長 二宮町議会議員	学識経験者
す どう み え こ 須 藤 美 榮 子		公募 （町内在住の一般町民）
なか はら えい じ 中 原 英 二		公募 （町内在住の一般町民）
とり い ひさ よ 鳥 居 久 代		公募 （町内在住の一般町民）